

新闻摘要 (9月10日~11月9日)

9月10日 (星期日)

一名遗华妇人再婚的中国丈夫带过来的五个孩子及其13名家属，共计18人，于9日来到日本定居。在此之前，法律规定与日本人无血缘关系的外国人是没有定居资格的，但是去年法务省制定了一项新的方针，规定遗华日本人只要像亲生子女一样，对养子或继子予以抚养的话，这些孩子便拥有定居权。

全国各地曾发生多起他们遭受强制遣返的事情，其中一部分还发展成诉讼案件。福冈高级裁判所于2005年3月，针对此类案件首次发出了勒令有关部门取消遣返决定的指示。

9月29日 (星期五)

29日，厚生劳动省公布了7名(2名男性、5名女性)日中两国政府于今年度新认定的遗华孤儿的名单。这些遗华孤儿将于11月16日访问日本，并滞留到11月30日。其间若有人自报是遗华孤儿的亲属的话，还将实施对面调查。

11月5日 (星期日)

这一天，中国残留孤儿援护基金的竹之下常务理事，将5,000元(约合75,000日元)医疗费亲手交给了居住在中国安徽省的遗华妇人丹羽朝子女士。读卖新闻曾于10月16日刊登了每月仅靠115元(约合1,700日元)生活补贴度日的丹羽女士，为生活所迫而无法支付摘除左乳肿瘤的4,000元(约合60,000日元)医疗费报道。这一报道召集到了60份资助申请，并由上述基金负责开设了一个资助窗口，窗口于6日正式对外募捐。此次是以临时垫付的方式将医疗费交给丹羽女士的。如募集到的资金出现剩余，将用于援助与丹羽女士有着同样困难的遗华妇人。

にゅーすきじ がつとうか このか ニュース記事から(9月10日~11月9日)

9月10日 (日)

中国残留婦人の夫の連れ子である中国人5人とその家族13人の合計18人が9日、定住するために来日した。これまで日本人と血縁のない外国人の定住は認められなかったが、法務省が昨年、実子同様に育てられた養子や継子に限り認める方針を打ち出した。これらの者については、入国後に退去強制処分を受けるケースが全国で続出し一部は訴訟に発展していたが、福岡高裁が2005年3月、処分取り消しを命じる初判断を示した。

9月29日 (金)

厚生労働省は29日、日中両政府が今年度新たに認定した中国残留日本人孤児7人(男性2人、女性5人)の名簿を発表した。孤児たちは11月16日に訪日し、30日まで滞在する。親族と思われる人が名乗り出た場合には、対面調査を実施する。

11月5日 (日)

中国安徽省で暮らす中国残留婦人の丹羽朝子さんに対し5日、中国残留孤儿援護基金の竹之下常务理事から、病気の治療費として5,000元(約75,000円)が手渡された。月115元(約1,700円)の生活保護で暮らす丹羽さんが、左乳房にできた腫瘍の摘出費用4,000元(約60,000円)に窮しているとの10月16日の読売新聞の報道に対し、これまでに読者から約60件の支援申し込みが寄せられた。同基金が支援の窓口を引き受けることとなり、6日から正式に支援金の受け付けを始めるが、今回一部を立て替える形で丹羽さんに治療費を手渡した。支援金が余った場合には、今回と同様の困難を抱えている中国残留婦人の支援に使うこととしている。